

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	白 井 義 一
同	山 口 悟

令和7年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 定期監査（工事監査）結果報告書
- 2 財政局定期監査結果報告書
- 3 健康福祉局（後期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 4 農林水産環境局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 5 建設局定期監査結果報告書
- 6 都市局定期監査結果報告書
- 7 上下水道局定期監査結果報告書

## 令和7年度 上下水道局定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

### 1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

#### (1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

#### (2) 監査の対象

上下水道局

経営管理部 経営管理課、上下水道サービス課

#### (3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

#### (4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行並びに経営に係る事業の管理について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

#### (5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和8年4月8日から同年4月24日まで

### 2 監査の結果

監査の結果、指摘事項は次のとおりである。その他の事務は、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に執行されているものと認めた。

#### (1) 収入関係事務

ア 水道料金収入関係事務（上下水道サービス課）

イ 開栓手数料収入関係事務（上下水道サービス課）

ウ 分担金等収入関係事務（上下水道サービス課）

エ 使用料徴収事務（上下水道サービス課）

オ 受益者負担金等徴収事務（上下水道サービス課）

カ 貸付金徴収事務（上下水道サービス課）

これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。

早期徴収に努められたい。

## (2) 支出関係事務

### ア 契約関係事務（上下水道サービス課）

執行決定書、契約書、支出負担行為書等関係書類を調査したところ、指摘事項は次のとおりである。

委託業務の履行結果に応じて委託料を加算及び減算する姫路市水道局営業関連業務包括委託（契約期間：令和2年10月1日～令和7年9月30日）において、令和6年度委託料の加算手続きを行うにあたり、仕様書では第4四半期分（令和7年7月から9月分）の委託料で精算すべきところ、当該委託の受託者と別途契約した姫路市水道局営業関連業務包括委託（契約期間：令和7年10月1日～令和12年9月30日）の委託料（令和7年10月から12月分）に加算して支払い事務を行っていた。

契約事務にあたっては、地方公営企業法及び姫路市上下水道局契約規程、契約約款、仕様書等に基づき、適正に執行されたい。